

第 3 部

参議院 沖縄県選挙区選出議員選挙及び
参議院 比例代表選出議員選挙

IV 啓 発

1 第25回参議院議員通常選挙啓発事業実施要領

1 趣旨

第25回参議院議員通常選挙（以下「本選挙」という。）が明るく行われ、有権者が進んで投票に参加するよう広く有権者の政治意識の高揚に努めるとともに、投票期日等選挙に関し必要な事項の周知徹底を図ると同時に、きれいな選挙の実現を図る。

2 重点目標

(1) 投票率の向上

本選挙の選挙期日や期日前投票、不在者投票等の制度活用について広く県民への周知啓発活動を実施し、県民の選挙への関心を高め、投票率の向上を図る。

(2) きれいな選挙の推進

有権者が義理や情実にとらわれることなく、自由な意思に基づいて投票を行うよう呼びかけるとともに、候補者及び運動員においては、選挙のルールを守り、違反ポスターや買収・供応等のないきれいな選挙を推進するよう呼びかけ、その推進を図る。

(3) 若者の政治参加意識の高揚

選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことを踏まえ、若者に対する周知啓発活動を重点的に実施することにより、若者の政治参加意識の高揚を図る。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び関係各団体と密接な連携をとり、この事業を全県的に展開するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、市町村明るい選挙推進協議会、関係各行政機関、地域自治会などの関係団体と密接な連携のもとに、この事業の推進を図るものとする。

(3) 新聞、テレビ等の報道機関と協力体制を確立し、選挙啓発については積極的に情報資料の提供を行い、県民の関心を高めるものとする。

4 事業の種類

(1) 県が行う事業

ア ポスター、リーフレット、懸垂幕等の掲示・配付による啓発

イ 新聞、県広報誌、テレビ、ラジオの広告及びバス、モノレールにおける広告による啓発

ウ インターネットによる啓発

エ 広報車による啓発

オ 街頭啓発による啓発

カ その他

(2) 市町村が行う啓発

ア ポスター、懸垂幕等の掲示による啓発

イ 広報車による啓発

ウ 有線放送設備の活用による啓発

エ 市町村が発行する広報誌の活用による啓発

オ その他

5 実施上の注意事項

この要領に基づき4の事業を実施する際には、選挙や政治に対する啓発事業としての品位を保ちつつ、かつ、事業の効果の面にも十分考慮し、公正中立を期するものとする。

2 第25回参議院議員通常選挙における啓発事業実績

キャッチフレーズ

届けよう！未来につながるメッセージ！ 大切なのは、その一票！

起用キャラクター

キジムン(街頭啓発のみ)

媒体名	事業概要	実施期間
新聞広告	沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日、八重山毎日、各紙へ3回ずつ掲載 合計12本	7月4日、7月20日、7月21日
テレビスポットCM	琉球放送(5秒×51本)、沖縄テレビ(5秒×51本)、琉球朝日放送(5秒×51本) 合計153本	7月5日～7月21日
ラジオスポットCM	琉球放送(20秒×36本)、ラジオ沖縄(20秒×36本)、FM沖縄(20秒×36本)、エフエムみやこ(20秒×36本)、エフエム石垣(20秒×36本) 合計180本	7月5日～7月21日
雑誌広告	①求人誌アグレ(中面モノクロ1頁) ②求人誌ルーキー(中面カラー1頁) ③求人誌ジェイウォーム(表4カラー1頁)	①7/20掲載号 ②7/13掲載号 ③7/18掲載号
交通広告(車内・駅)	バスシート広告 20台	7月4日～7月21日
	モノレール駅舎広告(車両ツインステッカー、改札機ステッカー)	7月4日～7月21日
	とまりんターミナルビル内電照看板	7月4日～7月21日
ポスター	A2サイズ 4,000枚 A5サイズ 200枚	7月4日から掲出
リーフレット	A4サイズ 三つ折り 35,520枚	7月4日から配布
広報誌	実施なし。	
点字広報	点字版選挙公報(選:560部 比:560部)作成の上、配付	
ホームページ	沖縄県選挙管理委員会のホームページに特設ページを開設	
SNS	実施せず	
バナー広告	Googleテキスト広告、Googleディスプレイネットワーク広告、Yahooテキスト広告、Yahooディスプレイネットワーク広告、Facebookインフィード広告、Twitterテキスト広告、Instagramインフィード広告	7月4日～7月18日
インターネット動画広告	Youtubeインストリーム広告	7月4日～7月18日
モバイルメール広告	実施せず	
ムービースポット	実施せず	
文字放送	実施せず	
懸垂幕・看板	懸垂幕46本 横断幕20本	
電光ニュース	実施せず	
広報車	広報車用アナウンス音源(2タイプ、CD又はカセットテープ98枚)	
街頭啓発・イベント等	大型商業施設にて、ジャイアントガチャ、タイムカプセル郵便のイベント実施。	
啓発資材	ポケットティッシュ13,500個、街頭啓発用Tシャツ	
その他(媒体名記載)	夏の高校野球準決勝、決勝戦での広告等	7月20日、7月21日

3 委員長談話

本日は、第25回参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙は、私たち有権者が、一票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、最も重要な機会です。

参議院は、良識の府とも言われ、国会における抑制、均衡、補完という重要な役割を担うものであります。

有権者の皆様方におかれましては、これらの意義を十分に理解し、候補者の政見、政策等を十分見極められ、自分自身の貴重な一票で、私たちの代表者としてふさわしい方を選出されることを期待します。

また、若い皆様方におかれましても、自分なりに判断し、投票してみることが、政治に対する広い視野と視点を持つことにつながっていくものと思いますので、主権者としての自覚と誇りをもって、積極的に投票されますようお願いいたします。

令和元年7月21日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

ポスター

届けよう！
未来につながる
メッセージ！

大切なのは、その一票！



ルールを守って
きれいな選挙

- 違法ポスターやのぼり等
- 買収・供応接待
- 戸別訪問

選挙運動のための
ポスターなどを道路や
電柱に貼りつけるのは
違法です！



沖縄県選挙キャラクター
キジマン

第25回

参議院議員通常選挙

投票は
18歳から



7月21日 投票日

投票時間 午前7時 ▶ 午後8時

※ただし、竹富町は7月20日(土)

※一部の投票所では、投票時間に変更がありますので、ご注意ください。

公示日

7月5日～7月20日の期間は 期日前投票 がご利用できます。投票の際は、投票所入場券を忘れずにご持参ください。

投票日

7/4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
-----	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

お問い合わせ先：沖縄県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会



選挙に関することなら
沖縄県選挙管理委員会 検索



Facebook

リーフレット

各種投票制度について

「宣誓書」を提出するだけで、投票ができます。

期日前投票制度

期日 公示日の翌日(7月5日)から投票日の前日(7月20日)まで

時間 午前8時30分から午後8時まで

場所 各市町村の期日前投票所

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で、投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

不在者投票

名簿登録地以外の市町村に滞在していたり、病院などに入院している方は、名簿登録地以外(所在地の選挙管理委員会、指定病院、施設等)で投票することができます。この場合、名簿登録地の市町村に対し、投票用紙の請求等が必要となりますので、早めに手続きをしてください。

代理投票

心身の障害などで字の書けない人は、係員に申し出て代理投票を受けることができます。

郵便等投票

身体障害者手帳が聴覚障害者手帳をお持ちの方で、法令で定める重度の障害のある方または介護保険の被保険者で、要介護1の認定を受けている方は、郵便等により自宅で不在者投票ができます。なお、この投票をするには、郵便等投票証明書が必要です。また、投票用紙等の請求期限は、投票日の前日までです。早めに手続きをしてください。

万一、入場券を紛失した場合でも、投票所の入場券は忘れずに！

投票は18歳から

政治・社会が18歳、19歳の「若者のちから」を必要としています！ひとりでも多くの方が投票に参加し、若者の声を政治につなげていきましょう！

子ども同伴して投票所に入れます。

幼児・児童・生徒その他の18歳未満の方を同伴して投票所に入ることが出来ます。ご家族みんなで投票に行きましょう！

ルールを守ってきれいな選挙

- 違法ポスターのほり等
- 買収・供応接待
- 戸別訪問

選挙運動のためのポスターなどを道路や電柱に貼りつけるのは違法です！

選挙に関することなら

お問い合わせ先
沖縄県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会

選挙に関することなら

届けよう！未来につながるメッセージ！

沖縄県選挙管理委員会 検索

お問い合わせ先
沖縄県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会

本誌はのほほ、その一冊！

投票は18歳から 7月21日

第25回 参議院議員通常選挙 投票日

※ただし、竹富町の投票日は7月20日(土)です。一部の自治体では、投票時間に変更がありますので、ご注意ください。

まずは知っておきたい、選挙の「3つのこと」

1 選挙運動のこと

きれいな選挙はみんなの願い！ルールを守ってきれいな選挙！

選挙運動は、選挙運動期間内(立候補の届出の日から、投票日の前日までに限り、18歳以上の者であれば、誰でも行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等においてさまざまな制限に関する規定が定められていますので、ルールを守って選挙運動を行うよう心がけてください。

このような行為は禁止されています！
事前運動、違法なポスター、横断幕、のほり等、買収・供応接待、戸別訪問、氣勢を振る行為、等々

2 インターネット選挙運動のこと

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます。

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む
選挙運動メッセージをSNSなどで広める(ツイート、シェアなど)
選挙運動の様子を動画サイトに投稿する

インターネット選挙運動でやってはいけないこと

- 有権者が、電子メールを利用して選挙運動をすること
- 18歳未満の方が、選挙運動をすること
- 選挙運動用のホームページや電子メールを印刷・頒布すること
- 公示日前に選挙運動をすること
- 候補者に関する虚偽の情報を公開すること
- 氏名を偽ってネットを利用すること
- 悪質な誹謗・中傷をすること
- 候補者等のウェブサイトを変更すること

3 進学や就職で引っ越ししたら？引っ越し先でやっておくこと

選挙で投票するためには、選挙権を有するだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で、変更をされる場合には、引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要で、

はじめて投票される方へ 投票は18歳から

※平成13年7月22日以前に生まれた方が対象です。

投票入場券が届いたら 投票日に投票所に行くだけ！

投票入場券
投票所(投票管理本部)

投票入場券の様式は市町村によって異なります。

1 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

2 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

3 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

4 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

5 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

6 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

7 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

8 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

9 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

10 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

11 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

12 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

13 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

14 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

15 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

16 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

17 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

18 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

19 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

20 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

21 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

22 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

23 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

24 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

25 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

26 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

27 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

28 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

29 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

30 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

31 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

32 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

33 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

34 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

35 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

36 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

37 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

38 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

39 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

40 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

41 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

42 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

43 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

44 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

45 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

46 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

47 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

48 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

49 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

50 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

51 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

52 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

53 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

54 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

55 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

56 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

57 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

58 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

59 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

60 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

61 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

62 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

63 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

64 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

65 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

66 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

67 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

68 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

69 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

70 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

71 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

72 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

73 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

74 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

75 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

76 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

77 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

78 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

79 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

80 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

81 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

82 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

83 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

84 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

85 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

86 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

87 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

88 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

89 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

90 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

91 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

92 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

93 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

94 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

95 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

96 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

97 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

98 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

99 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

100 投票用紙交付機
投票用紙をもらいます。

テレビCM

10代男女・期日前篇(7/5~7/20 ON AIR)

- #1  **NA** 高校生男女
7月21日は
参議院選挙！
- #2  **NA** 元気の良い女性
期日前投票
始まっています！

30代男女・期日前篇(7/5~7/20 ON AIR)

- #1  **NA** 20代男女
7月21日は
参議院選挙！
- #2  **NA** 元気の良い女性
期日前投票
始まっています！

シニア男女・期日前篇(7/5~7/20 ON AIR)

- #1  **NA** シニア世代
7月21日は
参議院選挙！
- #2  **NA** 元気の良い女性
期日前投票
始まっています！

全世代・投票日当日篇(7/21のみON AIR)

- #1  **NA** 全員で
みんなで行こう
参議院選挙！
- #2  **NA** 元気の良い女性
本日投票日！

ラジオ・街頭ビジョンでの広告

1

「期日前投票篇」「投票日当日篇」のタイプ別で参議院議員選挙の周知・啓発を図ります。

7/5～7/20までON AIR

期日前投票 篇・20秒

BGM
明るくポップなメロディ

7月21日は
参議院議員選挙です！

Na
元気の女性

届けよう！
未来につながる
メッセージ！
大切なのは、その一票！

Na
元気の男性

選挙運動のための
ポスターなどを
道路や電柱に貼りつけるのは
違法です！
ルールを守ってきれいな選挙！

Na
元気の女性

期日前投票
始まっています！

Na
元気の男性

7/21のみON AIR

投票日当日 篇・20秒

BGM
明るくポップなメロディ

7月21日は
参議院議員選挙です！

Na
元気の女性

届けよう！
未来につながる
メッセージ！
大切なのは、その一票！

Na
元気の男性

選挙運動のための
ポスターなどを
道路や電柱に貼りつけるのは
違法です！
ルールを守ってきれいな選挙！

Na
元気の女性

本日投票日！
忘れずに！

Na
元気の男性

公示日	7/4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	投票日
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	投票日

期日前投票 篇

5局
合計180本放送
・エフエム沖繩・ラジオ沖繩・RBCラジオ
・エフエムみやこ・エフエムいしがき

第 3 部

参議院 沖縄県 選挙区 選出議員 選挙 及び
参議院 比例代表 選出議員 選挙

V 告示

沖縄県選挙管理委員会告示第25号

令和元年7月21日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和元年7月3日。ただし、年齢については令和元年7月21日
- 2 登録の日 令和元年7月3日

沖縄県選挙管理委員会告示第26号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うこととなる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりである。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

放送の種類	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	琉球放送株式会社	1回
	沖縄テレビ放送株式会社	1回
	琉球朝日放送株式会社	1回
ラジオ放送	琉球放送株式会社	1回

沖縄県選挙管理委員会告示第27号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、令和元年7月21日執行予定の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳による手話通訳を付して録画することができる放送事業者は、次のとおりである。

令和元年7月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

日本放送協会沖縄放送局
琉球放送株式会社
沖縄テレビ放送株式会社
琉球朝日放送株式会社

沖縄県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和元年沖縄県選挙管理委員会告示第24号は、廃止する。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,445
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,531
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,757
うるま市選挙区	32,760
沖縄市選挙区	37,315
宜野湾市選挙区	25,931
浦添市選挙区	29,748
那覇市・南部離島選挙区	90,550
豊見城市選挙区	16,611
島尻・南城市選挙区	35,141
糸満市選挙区	16,106
宮古島市選挙区	15,325
石垣市選挙区	14,871
国頭郡選挙区	18,325
中頭郡選挙区	41,312

沖縄県選挙管理委員会告示第29号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚 幸

種別	氏名	住所
選挙長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
選挙長職務代理者	武田昌則	那覇市おもろまち2丁目1番24リリーベルおもろまちサーモス708号

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚 幸

種別	氏名	住所
選挙分会長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号

選挙分会長職務代理者	武田昌則	那覇市おもろまち2丁目1番24リリーベルおもろまちサーモス708号
------------	------	-----------------------------------

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

全投票区 令和元年7月20日

沖縄県選挙管理委員会告示第32号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月4日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月5日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第34号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月5日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 クリーム色
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第36号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。
令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 白色
印刷の文字の色 赤色

沖縄県選挙管理委員会告示第37号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。
令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

制限額 候補者1人につき 38,939,200円

沖縄県選挙管理委員会告示第38号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。
令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。
令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月24日 午前9時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階第4会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第40号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。
令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月24日 午前10時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階第4会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第41号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月4日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 当 山 尚 幸

令和元年7月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁11階第1・第2会議室
令和元年7月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月18日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 当 山 尚 幸

令和元年7月4日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁11階第1・第2会議室
令和元年7月4日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 当 山 尚 幸

- 1 日時 令和元年7月18日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第3号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

令和元年7月5日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 当 山 尚 幸

届出受理番号	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	あさと ^{しげのぶ} (安里 繁信)	沖縄県浦添市字経塚443番地	沖縄県浦添市字経塚443番地2F	昭和44年10月7日	自由民主党	無職
2	タカラ ^{てつみ} (高良 鉄美)	沖縄県那覇市字松川41番地13	沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目28番地6-1階	昭和29年1月15日	無所属	国立大学法人琉球大学名誉教授
3	いそやま ^{ひでお} 磯山 秀夫	東京都墨田区堤通一丁目14番地	神奈川県鎌倉市岩瀬925番地レーベンハイム鎌倉マナーハウス102号室	昭和22年1月22日	NHKから国民を守る党	特別養護老人ホーム職員
4	たまり ^{ともてる} (玉利 朝輝)	沖縄県名護市字辺野古168番地12	沖縄県名護市字辺野古168番地12	昭和34年1月15日	無所属	辺野古商工会理事

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第4号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙について、候補者の一のウェブサイト等のアドレスとして次のとおり届出があった。

令和元年7月5日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 当 山 尚 幸

届出受理番号	候補者氏名	一のウェブサイト等のアドレス
1	あさと ^{しげのぶ} (安里 繁信)	https://asatoshigenobu.com
2	タカラ ^{てつみ} (高良 鉄美)	https://www.takara-okinawa.jp/

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年7月24日

沖縄県選挙管理委員会

住所	氏名
沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目28番地6 1階	高良鉄美

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,939,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安里繁信	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和元年5月15日から 令和元年8月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	儀保忠				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費
自由民主党	政治団体	15,000,000 円	選挙事務所費	5,466,319 円
			集会会場費	0 円
			通 信 費	18,484 円
			交 通 費	65,854 円
			印 刷 費	3,032,136 円
			広 告 費	8,707,888 円
			文 具 費	154,575 円
			食 糧 費	95,017 円
その他の寄付	0 件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		5,000,000 円	雑 費	779,546 円
今 回 計		20,000,000 円	今 回 計	20,834,819 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		20,000,000 円	総 計	20,834,819 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	238,000 円
	ビラの作成	783,000 円
	ポスターの作成	920,336 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	379,080 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	198,720 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	2,160,000 円
	計	4,679,136 円

候補者氏名	高良鉄美	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	令和元年5月8日から 令和元年7月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	上江洲史江				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	1,134,300 円
中野清光	弁護士	100,000 円	家 屋 費	1,795,360 円
親富祖真徳	無職	20,000 円	選挙事務所費	1,795,360 円
新川秀清	無職	50,000 円	集合会場費	0 円
比嘉美代子	無職	20,000 円	通 信 費	151,067 円
稲嶺勉	無職	20,000 円	交 通 費	181,529 円
その他の寄付	46 件	411,000 円	印 刷 費	2,395,700 円
その他の収入		3,000,000 円	広 告 費	600,480 円
今 回 計		3,621,000 円	文 具 費	19,404 円
前 回 計		0 円	食 糧 費	152,482 円
総 計		3,621,000 円	休 泊 費	40,764 円
			雑 費	7,106 円
			今 回 計	6,478,192 円
			前 回 計	0 円
			総 計	6,478,192 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	248,200 円
ビラの作成	797,500 円
ポスターの作成	1,252,416 円
支出のうち公費負担相当額	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	246,240 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	182,520 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	171,720 円
政見放送のための録画等	0 円
計	2,898,596 円

候補者氏名	磯山秀夫	候補者届出政党 又は所属党派	NHKから国民 を守る党	期間	令和元年7月4日から 令和元年8月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	磯山秀夫				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
NHKから国民 を守る党	政治団体	27,143 円	家 屋 費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集合会場費	0 円
			通 信 費	21,196 円
			交 通 費	0 円

			印刷費	5,947 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
その他の寄付	0 件	0 円	休泊費	0 円
その他の収入		0 円	雑費	0 円
今回計		27,143 円	今回計	27,143 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		27,143 円	総計	27,143 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和元年8月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	玉利朝輝	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間 令和元年7月4日から 令和元年8月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	渡久地政司			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名)			家屋費	0 円
(団体名)	(職 業)	(寄附額)	選挙事務所費	0 円
			集会会場費	0 円
			通信費	15,664 円
			交通費	25,717 円
			印刷費	172,800 円
			広告費	68,904 円
			文具費	45,592 円
			食糧費	878 円
その他の寄付	0 件	0 円	休泊費	0 円
その他の収入		329,555 円	雑費	0 円
今回計		329,555 円	今回計	329,555 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		329,555 円	総計	329,555 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円

	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分
----------	----------	--------